

監査結果報告書

平成27年6月26日

独立行政法人国立美術館

理事長 馬 淵 明 子 殿

独立行政法人国立美術館

監事(非常勤) 黒田 亮子 

監事(非常勤) 鈴木 清 

平成26年度監査計画に基づく定期監査について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの業務及び平成26年度財務諸表等について定期監査しましたので、次のとおり報告いたします。

<根拠法令及び要綱>

- ・独立行政法人通則法第19条第4項
- ・独立行政法人通則法第38条第2項
- ・独立行政法人国立美術館監事監査要綱(平成13年国立美術館規程第4号)

1 被監査部門

本部事務局

2 監査の区分

業務の監査(期末)
会計の監査(期末)

3 監査の種類

定期監査

4 監査の事項

- (1) 関係諸法令の遵守状況及び諸規定等の整備及び実施状況
- (2) 中期計画の進捗状況
- (3) 年度計画の達成状況
- (4) 事業の企画・実施状況及び効率化
- (5) 契約の締結及び執行の状況

- (6) 給与水準の状況
- (7) 情報開示の状況
- (8) 内部統制の整備及び運用状況
- (9) 財務諸表の法令準拠及び適正性
- (10) 決算報告書の法令準拠及び適正性
- (11) 事業報告書の適正性
- (12) 上記に関連する会計関係帳簿、証拠書類等の管理状況

5 監査対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

6 監査日程

平成27年6月17日、6月19日

7 監査担当者

黒田 亮子
鈴木 清

8 内部統制の整備及び運用状況の監査方法の概要

私たち監事は、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が独立行政法人通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、関係役職員に対する質問その他必要と認められる監査手続きにより監査をしました。

9 財務諸表の監査方法の概要

私たち監事は、平成26年度監査計画に従って、平成27年6月19日付けで監事宛てに届出のあった平成26年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書及び添付書類である事業報告書並びに決算報告書について、会計帳簿、関係書類の閲覧及び証拠書類との突合、関係役職員に対する質問その他必要と認められる監査手続きにより監査をしました。

なお、当監査に際し、当法人の会計監査人であります新日本有限責任監査法人より監査手続き及び監査方法につき詳細な説明を受けました。また、監査結果は適正意見である旨及び内部統制上の問題はない旨の確認を行っています。

10 監査の結果

- (1) 関係諸法令の遵守状況及び諸規程等の整備及び実施状況

関係諸法令の遵守状況は、臨時監査及び当監査の過程で問題になる事項はあ

りませんでした。

(2) 中期計画の進捗状況、及び(3) 年度計画の達成状況

中期計画は、年度計画を通じて達成に向けて確実に遂行されていることが確認できました。年度計画は、関係職員からの説明及び館長等会議での報告により進行状況を確認しております。また、事業報告書等に計画の達成状況について詳細に記載されており、これらの記載は館長等会議での報告に基づいて作成されていることが確認できました。

(4) 事業の企画・実施状況及び効率化

各館の業務状況の監査を行った結果、計画及び事業の実施が確実かつ効率的に行われていることが確認できました。

(5) 契約の締結及び執行の状況

業務監査及び当法人に設置された契約監視委員会において、随意契約及び一者応札について審査し、これらの妥当性及び改善策について確認しました。

(6) 給与水準の状況

役職員の報酬・給与等について、国家公務員等に準じており適切な給与水準であることが確認できました。

(7) 情報開示の状況

独立行政法人国立美術館ホームページにおける情報開示は、規程に従い適切に開示されていることが確認できました。

(8) 内部統制の整備及び運用状況

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容について、妥当であると認められます。

内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(9) 財務諸表の法令準拠及び適正性

貸借対照表及び損益計算書は、法令及び独立行政法人会計基準等に従い、財産及び損益の状況を正しく示しているものと認められます。

利益処分案は、法令に適合していると認められます。

キャッシュフロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書は、法令及び独立行政法人会計基準等に従い、記載すべき事項を正しく示しているものと認められます。

重要な会計方針は、法令及び独立行政法人会計基準等その他の事情に照らし妥当であると認められます。

附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しているものと認められます。

(10) 決算報告書の法令準拠及び適正性

決算報告書は、法令に従い、収入、支出とも予算区分に従って正しく示しているものと認められます。予算額と決算額の差異について、その主な理由を正

しく表示しています。

(11) 事業報告書の適正性

事業報告書は、事業内容、事業規模、事業実施状況等、各館の状況を正しく示しているものと認められます。

(12) 上記に関連する会計関係帳簿、証拠書類等の管理状況

会計関係帳簿、証拠書類等、関係書類は適正に業務処理され、管理されているものと認められます。

11 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

10と重複する点もありますが、過去の閣議決定において定められた、i) 給与水準状況、ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、iii) 法人の長の報酬水準の妥当性といった監査事項については、適切な対応が実施されているものと認められます。また、iv) 保有資産の見直しについては、国立美術館には遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、整理合理化計画等において個別に指摘された資産の見直しはありません。

12 後発事象

重要な後発事象はありません。

以上